資料３―３

第 49 回本部員会議資料
令和４年２月 18 日
教育委員会事務局

学校における感染症対策について

１　公立学校における臨時休業等の状況（令和４年２月17日現在）

	学級閉鎖		学年閉鎖		臨時休業	
	全体	1/1～	全体	1/1～	全体	1/1～
小学校	54	48	28	23	64	37
中学校	33	27	12	8	40	20
高等学校	18	15	11	8	29	8
特別支援学校	0	0	1	1	7	5
計	105	90	52	40	140	70

２　感染症対策について

⑴　基本的な感染症対策の徹底

ア　児童生徒等に発熱等の風邪症状がある場合には登校しないことを徹底する。

イ　登校時、児童生徒等の検温結果及び健康状態を把握する。

ウ　屋外においても十分な感染症対策を講じる。

エ　「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等通知を踏まえ、感染症対策を一層徹底する。特に、冬季であることを踏まえ、同マニュアルに示す換気の徹底について留意する。

⑵　教育活動について（岩手緊急事態宣言の改訂（2/1）を踏まえた対応）

ア　校外で行う活動（修学旅行、遠足、社会科の見学、体験活動等。ただし、進学や就職に関するものを除く。）については、外部との接触がある活動内容を見直し、適切な感染症対策を徹底する。

イ　学校行事を実施する場合は、原則として、校内限りでの開催とする。ただし、卒業式については、各学校において参加者を限定することで保護者等の出席を可とする。その際、可能な限り時間短縮をして行う。

ウ　感染が拡大している地域から通学する児童生徒が比較的多い学校については、時差通学等の対応を検討する。

⑶　部活動について（岩手緊急事態宣言の改訂（2/1）を踏まえた対応）

ア　活動日は「平日のみ」、活動時間は「２時間以内」とする。

イ　他校等との練習試合や合同練習は原則禁止とする。（校内合宿も禁止）

ウ　直近（１か月程度）に公式大会（高体連・高文連・高野連等が主催する全国大会

等）を控えている部活動については、上記ア、イの限りではないが、必要性を十分に検討した上で、最小限の範囲での活動とする。

エ　上記の内容以外については、「県立学校の部活動について（令和３年４月６日付け通知）」を確認して、感染症対策を徹底した上で行う。

３　学校と保健所との連携について

児童生徒や教職員の感染が確認された場合における濃厚接触者の特定の迅速化を図るため、以下のとおり保健所と連携して対応している。

ア　学校は、保健所が定める「学校における濃厚接触者の候補となる範囲」により、濃厚接触者の候補者リストを作成し、速やかに保健所へ報告する。

イ　保健所は、当該リストを基に濃厚接触者を特定する。

ウ　学校は、濃厚接触者との連絡調整など、保健所の調査や検査等に協力する。

エ　濃厚接触者と特定されなかった児童生徒等に、発熱や呼吸器症状等の症状が現れた場合は、速やかに医療機関を受診するよう促す。

４　感染症対策の再徹底について

学校において感染が拡大している状況を踏まえ、改めて感染症対策を徹底していく。

ア　感染が拡大している地域においては、感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い学習活動のうち特にリスクが高いもの（※）については、基本的に控える。その他の地域においては、実施を慎重に検討する。

イ　部活動については、部活動前後での集団での飲食や部室等の共有エリアの一斉利用を控えるなど、部活動に付随する場面での感染症対策を徹底する。

ウ　県立学校における卒業式においては、マスク着用や咳エチケットの励行、会場の換気などの基本的な感染症対策のほか、参加人数の制限や式の内容の簡素化を図るなどの工夫をしながら実施する。

エ　高校入試については、対面での会話による感染リスクを避けるため面接を行わない、受検者ごとに集合時刻を分けるなど対策を講じた上で実施する。

（「令和４年度岩手県立高等学校入学者選抜実施要項」による）

※　文部科学省事務連絡「オミクロン株に対応した学校における新型コロナウイルス 感染症対策の徹底について」（令和４年２月４日）における感染リスクの高い学習活動の例

- 各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- 音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
- 家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- 体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」